

平成26年1月10日

## 原子力発電関係団体協議会による要請の実施について

本日(1/10)、原子力発電所の立地道県で構成する標記協議会として、資源エネルギー庁に対し、下記により要請を行いましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 要請の実施について

- (1) 日 時； 平成26年1月10日 15時45分から
- (2) 場 所； 資源エネルギー庁電力・ガス事業部長室
- (3) 出席者 相手方； 資源エネルギー庁 高橋 電力・ガス事業部長  
岸 電力基盤整備課長
- 当 方； 茨城県 泉 生活環境部長(標記協議会 会長県代表幹事)  
福井県 東村 総合政策部長(標記協議会 副会長県)

#### 2 要請内容(別添要請書参照)

##### (1) 要請主旨

昨年12月27日、原子力発電施設等の周辺地域への企業立地を支援するため企業立地後最大8年間、電気料金の半額程度交付する「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)」の交付額について、資源エネルギー庁からF補助金の所要見込額が予算額を超えることから下期分について、一律5.33%圧縮して交付する旨、関係道県へ通知された。

F補助金は、原子力発電施設等周辺地域へ企業誘致を行う上で重要な制度であり、交付額の圧縮は、立地企業と関係地自体との信頼関係を著しく不安定なものとすることから、原子力発電所の立地道県で構成する標記協議会として、満額交付を求めるもの。

※ 要請書は、別添「平成25年度原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金に関する要請について」参照。

##### (2) 要請時の主な発言

○ 泉 茨城県生活環境部長(原発協代表幹事)

- ・ これまで40年以上に渡り国の原子力政策に協力してきた立地・周辺地域の経済や雇用に不利益になることがあってはならない。
- ・ 3.11以降、原子力発電所の長期運転停止や電力料金の値上げにより地元経済に影響が出ている中、今回の措置はこれをさらに悪化させるものであり、既に補助金の支援を受けている企業や誘致した自治体にとっては受け入れ難い措置である。

- ・ 会員道県の総意として本補助金の満額交付をお願いしたい。

○ 東村 福井県総合政策部長(原発協副会長県)

- ・ 地元経済が疲弊し、また、3. 1 1以降原子力発電所周辺への立地を企業が渋る中、本補助金は誘致する際の最大の支援策となっている。
- ・ 交付額を圧縮する措置は大きな問題であり、今年度はもとより、来年度以降も予算が不足することのないよう必要な措置をとっていただきたい。

### 3 資源エネルギー庁の主な発言内容

○ 高橋 電力・ガス事業部長

- ・ 本制度は、電源立地地域における企業立地促進に大きな役割を果たしていると認識しており、今年度についても予算額を平成24年度比で9.7億円増額するなど必要な措置を講じてきたところ。その上で、制度の安定的な運用が、企業が投資する際の安心感、信頼関係に繋がるものと認識している。
- ・ しかしながら、今年度は立地企業からの申請件数や使用電力量が大幅に増加したことにより、所要見込額が予算額を超え、最大限の財源確保に努めたものの、最終的に2.1億円超過となったものであり、ご理解をいただきたい。
- ・ 今回の要請内容については十分承ったので、来年度は、関係自治体との情報交換をさせていただきながら早い段階から執行状況の把握に努め、早い段階から必要な措置を講じるなど、今回のようなことがないよう最大限の対応を図ってまいりたい。

(問い合わせ先)

○要望主旨に関すること

原子力発電関係団体協議会事務局  
(茨城県生活環境部原子力安全対策課)

TEL 029-301-2916

○F補助金制度に関すること

茨城県立地推進室

TEL 029-301-2036

## 「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)」について

- 原子力立地地域における企業立地支援を通じての雇用促進と産業振興が目的
- 都道府県を通じて雇用増加を生む企業に対して一定期間にわたって電気料金の実質的割引措置になる補助金

### 1 対象地域；

原子力立地地域(見込み地域を含む)

### 2 補助対象の事業者；

原子力立地地域などの周辺地域で新設・増設(契約電力の増があること)した3人以上の雇用をもたらす企業であり、地域の産業振興に貢献するなど、必要と認められる企業に都道府県を通じて交付

### 3 補助要件

- ① 新規立地や工場等の増設に伴う契約電力の増があること
- ② 新たな雇用者の増加数が3人以上であること
- ③ 新たな投資額(固定資産)が一定額以上であること
  - ・ 所在市町村：新設500万円(増設250万円)
  - ・ 隣接市町村：新設1000万円(増設500万円)

### 4 交付期間

新設・増設した翌期から8年